

## 憲法 Chapter 6

Date

/

Date

/

Date

/



次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄□ア～□エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

□アは、それ自体に内在する制約があるほか、右のとおり□イが社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであるが、この規制は、□アの種類、性質等が多種多様であり、また、□アに対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、種々様々でありうるのである。したがって、□アに対して加えられる規制が憲法29条2項にいう□ウに適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される□アの種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、□イがした右比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして□ウに合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が□ウに合致するものであっても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは□エに欠けていることが明らかであって、そのため□イの判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができるものと解するのが相当である。

（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁以下）

1 営業の自由	2 行政権	3 正当な補償	4 処分性
5 立法府	6 合理性	7 明確性	8 社会権
9 公共の福祉	10 一般性	11 公権力	12 法律の定め
13 財産権	14 明白性	15 所有権	16 職業活動の自由
17 強制加入団体	18 私的自治の原則	19 地方公共団体	20 私有財産制度


 [経済的自由・人身の自由] 財産権 (多肢選択式)

ア 「13 財産権」                    イ 「5 立法府」

ウ 「9 公共の福祉」                エ 「6 合理性」

本問は、共有物分割請求権を制限する森林法の規定(当時)を違憲とした最高裁判所判決の一節である。同判決において、最高裁判所は、財産権(憲法29条1項)の種類、性質等は多種多様であり、また、財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで種々様々であるから、財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるか否かは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものであるとした。

その上で、裁判所は、立法府の判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が上記のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても、規制手段が規制目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができるとした。

そして、共有林について分割請求権を制限している森林法の規定は、森林の細分化を防止し森林経営の安定を図るという当該規定の目的との合理的関連性がないとし、当該規定を違憲であるとした(最大判昭62.4.22)。

以上により、アには13、イには5、ウには9、エには6が当てはまる。